

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ所蔵資料除籍・廃棄に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおいて所蔵する資料（以下、単に「資料」という。）の適正な管理と効率的な運用を目的とし、資料の除籍及び廃棄に関し必要な事項を定めるものとする。

(除籍の基準)

第2条 資料の除籍は、次の基準に基づき行う。

(1) 不用資料

- ① 行政制度、法制度などの改正により資料的価値が低下したもの
- ② 新版、改訂版及び増補版などの受け入れにより資料的価値が低下したもの
- ③ 社会構造の変化や技術革新等により、記述内容や資料部分等が古くなり、資料的価値や利用価値を失ったもの
- ④ 一時的な利用を目的として受け入れた資料で、利用価値を失ったもの
- ⑤ 複本で受け入れたもののうち、利用頻度の低いもの
- ⑥ 保存期間を限定している資料で、その期間を過ぎたもの。この場合において、資料の種類、保存期間等については別に定めるものとする
- ⑦ その他、不用と認められるもの

(2) 亡失資料

- ① 盗難、災害その他不可抗力の事故により、利用者から亡失の届け出があったもの
- ② 所在不明であることがわかり、かつ、一定期間を経ても依然不明状態のもの
- ③ とよなか男女共同参画推進センターすてっぷにおいて災害その他の不可抗力の事故により亡失したもの
- ④ 転居等で連絡先不明のため督促できないもの
- ⑤ 利用者が紛失した資料で、同一のものの弁償が不可能なもの

(3) 汚損、破損資料

- ① 著しく汚損、破損、磨耗し、補修しても利用に耐えられないと認められたもの

(除籍資料の決定)

第3条 除籍する資料は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの指定管理者が前条に定める除籍の基準に基づき選択し、人権政策課長が決定する。

(除籍資料の再利用)

第4条 除籍を決定した資料は、公共的団体、市民等への無償提供など有効に処分することができる。

(除籍資料の廃棄)

第5条 除籍を決定した資料は、前条に規定する再利用を行わないときは、廃棄する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、資料の除籍及び廃棄に関する必要事項は、人権政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。